

て、その趣旨を御説明申し上げます。

平成十六年に成立した年金制度改正法においては、長期的な負担と給付の均衡を図り、制度を持続可能なものとするため、基礎年金の国庫負担割合を平成二十一年度までに二分の一に引き上げることとされており、

この法律案は、これを踏まえ、平成二十一年度からの基礎年金の国庫負担割合を二分の一に引き上げるための所要の措置を講ずるものであります。以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、国庫は、平成二十一年度及び平成二十二年度については、現行の基礎年金の国庫負担割合に基づく負担額のほか、財政投融资特別会計から一般会計への特例的な繰入金を活用し、当該額と国庫負担割合二分の一に基づく負担額との差額を負担することとされており、

第二に、所得税法等の一部を改正する法律附則の規定に従って行われる税制の抜本的な改革により所要の安定財源の確保を図った上で、基礎年金の国庫負担割合の二分の一への引上げを恒久化することその他所要の措置を講ずることとしております。

このほか、関係する法律の改正について所要の措置を行うこととしております。

なお、本法律案は、その施行期日を平成二十一

年四月一日と提案いたしておりましたが、衆議院において公布の日に修正されておりますので、御報告いたします。

以上がこの法律案の趣旨でございます。(拍手)

議長(江田五月君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。中村哲治君。

〔中村哲治君登壇、拍手〕

中村哲治君 民主党・新緑風会・国民新・日本の中村哲治です。

年金関連法案の質問に入る前に、一昨日明らかになった豚インフルエンザの問題について、本日二十七日東京新聞によると、麻生総理は、今はまだ人から人へというような段階にきているわけではないと判断しているとの見解を示したと報じられています。麻生総理と舛添厚生労働大臣に、政府としての現状認識、特に、本日時点で潜伏期にある人が日本にいるかどうか等の認識と、差し迫ったフェーズ4への対応等の対策、国民の皆様へのメッセージを伺います。

さて、昨年、麻生総理は、中央公論二月号に年金についての論文をお書きになりました。以下、この麻生論文の内容と政府の方針やこれまでの答弁との比較を中心にして、年金関連法案について

会派を代表して質問をいたします。

平成十六年の年金法改正の特徴は、一つ、百年安心、二つ、年金給付水準は所得代替率五〇%以上、三つ、基礎年金部分の国庫負担は平成二十一年度までに引上げの三つでした。しかし、今年二月に発表された財政検証は十六年改正を覆すものでした。

麻生総理は麻生論文で、政府がどんなに百年安心とつたつても、自戒を込めて言えば、もはや信用する人はだれもないのだとお書きになっています。これに対して、舛添厚生労働大臣は、三月三十一日の衆議院本会議で、政府といたしましては百年安心とつたつたことはありませんと答弁なさっております。委員会でも同じです。

麻生総理、政府は百年安心とつたつたつたのでしょうか。麻生論文と舛添大臣の答弁のどちらが正しいのか、お答えください。

次に、麻生論文の、もはや信用する人はだれもないのだという部分についてです。

政府が二月二十三日に発表をした財政検証の報告書では、国民年金の保険料納付率が八〇%の場合、所得代替率すなわち年金給付額が現役世代の手取り賃金の何%になるのかという数字は五〇・一%になるとされました。しかし、その報告書によれば、これらの諸前提は被保険者及び年金受給者等の直近の実績データ等を基礎にして設定して

いるとあります。直近の納付率といえば、今年一月末時点で六〇・九％です。だから、所得代替率を試算する前提条件は八〇％ではなく六〇％に設定しなくてはならないはずで、それにもかかわらず、厚生労働省は納付率が八〇％未満の数字を出してきませんでした。民主党が粘り強く資料請求をした結果、四月十四日、衆議院での質疑の最終盤になって、やっと数字を出してきました。何と、直近の納付率に近い六〇％で試算したとき、所得代替率は四八・九％。十六年改正で約束をした五〇％を割り込んでしまいました。

しかも、この将来予測について、四月十五日に山井和則衆議院議員が質問をしたところ、舛添大臣は、どの将来予測になるか、それは神のみぞ知るですよと答弁なさいました。このような政府の年金制度に対する姿勢は、まさに麻生論文で、もはや信用する人はだれもないのだと書かれたとおりであります。麻生総理、あなた自身が信用をしていない制度をそのまま放置をして、税金の投入額を増やすことについてどのようにお考えなのでしょうが、お答えください。

続いて、そもそも国民年金の納付率が六〇％強にとどまっているのかという点について目を向けなければなりません。

四月十七日に舛添大臣は、国民がそれはきちんと払うべきものを払ってくれば一〇〇％になる

わけですと答弁され、また、国民にきちんとこの義務を果たしていただきたいと答弁されています。これに対して、長妻昭衆議院議員は、舛添大臣の答弁について、決定的に欠落しているのは国民の視点ですよと指摘し、未納率については、年金制度が信頼されていない比率なんですと述べています。国民の皆様の見れば、どちらが正しいでしょうか。

ちなみに、麻生論文では、年金不信で国民年金保険料の納付率は六割程度にとどまっている、国民皆年金というたい文句はもはや死語だと書かれ、また、将来の給付に対する不安が納付率を引き下げ、これを繕うために制度を無理やりつなぎ合わせてきたのが実態なのだと書かれております。まさにそのとおりです。

つまり、麻生論文では、長妻議員の主張が正しいと言っているに等しい。麻生総理、麻生論文にも明確に抜本改革しか国民の信頼を取り戻すべしと書かれています。今回の法案のような無理やり制度をつなぎ合わせるやり方ではなく、今こそ抜本的な年金制度改革に着手すべきではないでしょうか。

この点、民主党は、抜本的な年金制度改革を提示しています。

民主党案では、国民年金を含むすべての公的年金を一元化し、どんな方も個人単位で一つの年金

制度に加入していただきます。報酬比例部分を年金制度の基本とし、所得に比例した年金保険料を支払っていただき、生涯を通じてお支払いになった保険料の総額に応じて年金給付額は決まります。そして、その給付額では最低限の生活が賄えない人には全額税を財源とする最低保障年金で補います。

麻生総理、総理が麻生論文で書かれたことは、民主党案なら解決できるのです。具体的に説明をいたします。

麻生論文には、学生や失業者にも一律定額の保険料の負担を求めるのは酷であり、未納問題の解決は難しいと言わざるを得ない、保険料納付が二十五年に満たない場合には年金が全く支給されない仕組みも理解し難いと書かれています。そのとおりです。

民主党案では、学生や失業者などの所得がゼロの人は、所得に比例した年金保険料は当然ゼロになります。保険料納付期間についても、原則的に所得があれば所得に応じて所得税とともに年金保険料も負担するという制度設計になるので未納期間という概念がなくなります。

また、麻生論文には、無年金者は結局、生活保護の対象となる可能性が高く、最後は税金を投入する羽目になると書かれています。麻生論文では、基礎年金の制度自体はそのままに全額税方式にす

るといふ御主張なので、その点は民主党案とは異なり。しかし、無年金対策のためにお年寄りの所得保障を全額税方式の年金で対応するという考え方は民主党案と同じです。

麻生総理、このように具体的な検討をしていけば、麻生論文の思いは民主党案で解決をいたします。これらの具体的な論点への評価も含めて、民主党案への麻生総理の評価を伺います。

さて、基礎年金の国庫負担の引上げについて、平成十六年改正法附則第十六条は、所定の安定した財源を確保する税制の抜本的な改革を行うことを前提条件として規定しています。

麻生総理と財務大臣に伺います。

本法案では、所定の安定した財源という財源はどのように確保されているのでしょうか。いわゆる埋蔵金を使って二年間の先延ばしをするということは、所要の安定した財源に当たらないのではないのでしょうか。

続いて、年金記録問題について伺います。

麻生論文では、私は宙に浮いた年金問題で民主党が作った国家プロジェクトという考えに賛同するものである、もちろんもっと大きな意味であり、与野党の垣根を越えて国会全体で年金の取扱いを監視しようではないかと書かれています。

麻生総理も御存じのことだと思えますが、民主党では年金記録問題について、毎週火曜日八時か

ら厚生労働部門・総務部門の合同会議を行っています。毎週毎週会議を重ね、二年前の年金記録問題発覚から数えて現在百七回目となりました。社会保険庁や厚生労働省がなかなかデータを出してこないで、一時間の予定の会議はいつも一時間半から二時間、長いときには三時間にもなります。このような社会保険庁や厚生労働省の実態では、政府・与党には麻生論文の与野党の垣根を越えて国会全体で年金の取扱いを監視しようという姿勢は見えないと言わざるを得ません。

麻生総理、社保庁や厚生労働省の情報公開について、政府として更に迅速に誠実に取り組むことをお約束していただけないでしょうか。

次に、年金記録問題での無年金者への対応です。四月三日の長妻議員の質問で、消えた年金五千万件のうち、年金記録の回復によって無年金だった人が年金受給者になったケースが千四百八十八人もあることが分かりました。現在、百十八万人いると言われていた無年金者の実態を調査する三千万程度のサンプル調査について、舛添厚生労働大臣は当初やらないとおっしゃってありました。しかし、その後、四月十五日には検討すると方針転換なさいました。

舛添大臣、それではいつまでに無年金者三千万のサンプル調査をするかどうかの結論をお出しになるのでしょうか。

最後に、年金代わりになる住宅政策について伺います。

政府の社会保障国民会議最終報告書でも、高齢期の所得保障は自らの勤労所得、財産所得、年金所得の適切な組合せが基本になるが、現実には公的年金が高齢期の所得保障の柱となっているとしています。

日本のお年寄りが貧しくなる原因の一つとして、ローンを払い終えた住宅が資産とならず、財産所得に変わらないことがあります。中古住宅市場を整備すれば、住み替え支援やリバースモーゲージ支援により、お年寄りの住宅は年金代わりに活用できるようになります。しかし、中古住宅市場の整備には、ハウスインスペクター、住宅検査人により中古住宅の品質を金融的にも評価できるようにすること、また、現在、宅地建物取引業者が物件を抱え込み、レインズ、不動産流通機構にきちんと登録をしていない現状を改善することなどが必要でございます。

麻生総理と与謝野大臣にお聞きします。

このような中古住宅市場が抱えている具体的な問題を解決して、住宅が年金代わりになる金融の仕組みをつくる必要があると考えますが、いかがでしょうか。

本日、私は、麻生論文の前文にあった、与野党で現実的な議論を始めねばなるまい、まずは年金

から打開策を探すのはどうだと書かれていたことに真摯にこたえるつもりで質問をさせていただきました。麻生論文を書かれた麻生総理であれば理解していただける内容であったと思います。それでもなお実行できないということであれば、それは麻生総理個人の問題ではなく自民党の抱えている構造的な問題が原因です。

スウェーデンで与野党協議の末、年金制度の抜本改革ができたのは政権交代がきっかけとなったからでございます。それならば、次期衆議院選挙で改めて国民の皆様は年金制度の在り方を問い、政権交代により私たち民主党が中心となって未来の年金制度をつくるという覚悟を示させていただきまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

〔内閣総理大臣麻生太郎君登壇、拍手〕

内閣総理大臣(麻生太郎君) 中村議員の質問にお答えをいたします。

まず最初に、豚インフルエンザに関してのお尋ねがありました。

豚インフルエンザにつきましては、政府としても緊急の事態であると認識をいたしております。本日、政府は、在外邦人への情報の提供、検疫・入国審査の強化など対処方針を決定をいたしております。この方針に従い、国民の安全、安心を確保するため、全力を尽くしたいと考えております。

次に、政府として百年安心をつたつてこなかったのかというお尋ねがありました。

私が総理就任前に執筆した論文は、平成十六年の制度改正の当時、世上においてそのように語られていたと記憶があったことから記述したものであります。政府として公式に百年安心をつたつたことはありませんが、平成十六年の年金改正により、おおむね百年程度を見通して長期的な給付と負担の均衡が維持される仕組みとしたところであります。そうした持続可能な年金制度を確立するためにも、基礎年金の国庫負担の二分の一への引上げが不可欠であり、一刻も早い本法案の成立が必要だと考えております。

次に、年金制度に対して税金の投入額を増やすことをどう考えるかのお尋ねがっております。平成十六年度の年金改正におきましては、今後急速な少子高齢化が進行していく中で、長期的な給付と負担の均衡が維持される仕組みとしたところであります。先般公表されました財政検証では、現下の厳しい経済情勢におきまして、基礎年金国庫負担の二分の一への引上げを前提として、長期的な給付と負担の均衡の確保は確認されたものと考えております。基礎年金の国庫負担割合の引上げは、年金制度を将来にわたり持続可能なものとするために必要不可欠なものであり、政府・与党の国民に対しての約束として、これを確実に実

行する必要があると考えております。

抜本的な年金制度改革に着手すべきではないかとお尋ねがありました。

年金制度につきましては、平成十六年の改正により、長期的な給付と負担の均衡が確保される仕組みとしたところであり、今回の法案による基礎年金国庫負担割合の二分の一の実現は確実に実行する必要があろうと存じます。

一方、現行制度の運用について、未納、未加入の問題など様々な課題が指摘されている中で、年金制度の在り方につきましては各方面から様々な御提案がなされていることはよく承知をいたしております。国民年金に密接にかかわる公的年金制度をどう改革していくかにつきましては、党派を超え、胸襟を開いて国民的な議論を進めていくことが重要であらうと考えております。

民主党の年金制度改革案についてのお尋ねがありました。

民主党は、すべての年金の一元化や全額税方式を柱とする年金改革案を御提案されているものと承知をいたしております。これは、各方面から様々な御提案の二つとして重要なものとまず受け止めております。

民主党案につきましては、最低保障年金を始め制度全体として負担と給付の水準をどうするのか、新たに必要となる税財源をどう確保するのか、ま

た、新制度へ切り替えるに当たり、これまで保険料を納めてきた方に対する経過措置をどうするのかなどの課題について具体的に明らかにされる必要があるかと考えております。

いずれにせよ、年金制度の在り方につきましては、国民生活にかかわる重大な問題であることから、党派を超えて国民的な議論が行われるべきものと考えております。

基礎年金国庫負担引上げの財源についてのお尋ねがありました。

本法案におきましては、持続可能な年金制度の構築のために、税制抜本改革による所要の安定財源を確保した上で二分の一を恒久化する、平成二十一年度及び二十二年度につきましては、財政投融资特別会計から一般会計への特例的な繰入れにより臨時の財源を手当てし、国庫で二分の一を負担することなどお尋ねしております。

今後、消費税を含む税制抜本改革の実施により、年金制度を含みます社会保障の安定財源を確保したいものと考えております。

年金記録問題についての情報公開についてのお尋ねもあつておりました。

年金記録問題につきましては、これまで、現状や取組の進捗状況などについて関係閣僚会議などにおいて報告を行ってきたものと承知をいたしております。引き続き、国民の御理解を得られるよ

う、適切かつ迅速に情報公開を行うよう努めてまいりますと聞いております。

最後に、中古住宅市場、いわゆるリバースモーゲージについてのお尋ねがありました。

高齢者の住宅資産の金融面での活用も含め、安心して暮らせる環境を整備することは重要な課題と認識をいたしております。このため、中古住宅の適正な評価、また取引情報の確かな提供などにより、中古住宅市場の整備を図っていくほか、持家の賃貸活用の促進による住み替え支援などを進めてまいりたいと考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁いたさせます。(拍手)

〔国務大臣舛添要一君登壇、拍手〕

国務大臣(舛添要一君) 中村議員から豚インフルエンザについてお尋ねがございました。

今回のメキシコとアメリカにおける豚インフルエンザの発生事例に関しまして、二十六日未明、WHOの緊急委員会の会合が開催されたところで、それを受けて、WHOは、現在の状況を国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態であると位置付けました。

厚生労働省といたしましては、こうした事態を受けまして、水際対策としてメキシコ便を中心に検疫体制の強化を図ってきたほか、各地方公共団体等に対して保健所等における相談窓口の設置に

ついて依頼するとともに、厚生労働省内にもコールセンターを設置することによって国民の皆様への不安の解消に努めてきたところでございます。

今後こうした取組を続けていくほか、海外からの正確かつ迅速な情報収集に努め、万が一WHOにおいて人から人への効率的な感染が確認され、フェーズ4宣言がなされた場合には、新型インフルエンザ対策行動計画等に従い関係省庁と密接に連携しながら、更に国内へのウイルスの侵入を防ぐための水際対策を徹底いたします。

先ほど潜伏期についてお尋ねがございました。これは、WHO、CDCを含めてこのウイルスの特性について研究中でございます。目下のところ不明でございます。

また、現在のところ、今般流行しつつあるウイルスについては、タミフル、リレンザが有効であるとの情報を入手しておりますので、国民の皆様にごうした薬を確実に届けるべく万全を期してまいりますと聞いております。

厚生労働省といたしましては、国民の皆様への命、安全を守るべくこうした取組を全力で進めるとともに、引き続き、国民、地方自治体、医療関係者等に対し正確な情報提供を行い、落ち着いて感染防止策などの準備を進めるよう呼びかけてまいります。

続きまして、無年金者のサンプル調査について

お尋ねがございました。

無年金者である方に対しては、ねんきん特別便をお送りして御自分の記録を確認いただくなど、言わば全数調査の形で取り組むことが最も効率的で効果的であるというのが私の基本的な考え方でございます。しかしながら、御指摘のサンプル調査につきましては、無年金者の実態を明らかにするというのが観点から意味があるのではないかと御指摘も理解できるところでございます。

いずれにしても、この調査を実施することについて、御党よりできるだけ速やかに調査を行うよう御要請をいただいていることもありまして、まずどのような調査が意味があるのか、そして、実施する場合には効果的、効率的な調査の具体的な方法や内容をどうするのかなどについて目下検討を進めているところでございます。(拍手)

〔国務大臣与謝野馨君登壇、拍手〕

国務大臣(与謝野馨君) 中村議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、基礎年金の国庫負担の引上げの財源についてのお尋ねがありました。

今般の法案においては、平成二十一年度及び平成二十二年度において、財政投融资特別会計の一般会計への繰入れにより臨時の財源を確保し、基礎年金の二分の一を国庫で負担することとしております。その上で、今後、公的年金制度を持続可

能なものとするため、二〇一一年度に向けて景気が回復するよう全力を尽くし、経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく税制抜本改革を実施することにより安定財源を確保してまいります。

次に、高齢者が保有する住宅の活用についてのお尋ねがありました。

我が国の家計部門は、実物資産、金融資産を合わせて約二千五百兆円の資産を保有しており、その有効活用は経済の活性化を図る上で重要な課題であると認識しております。議員御指摘のリバースモーゲージは、高齢者が住み慣れた住宅に住みながら安定した生活を送ることを可能とする点において、家計資産活用の有意義な仕組みの一つであると考えております。リバースモーゲージ普及のためには、中古住宅の適正な評価が行われるような流通市場の整備が重要であります。政府としては、中古住宅の流通が円滑に行われる市場の整備に向け、取引情報の確な提供などの取組を行っているところであります。

こうした取組をも含め、今後とも家計が保有する資産の有効活用を図る取組を進めてまいりたいと考えております。

以上です。(拍手)

議長(江田五月君) 西島英利君。

〔西島英利君登壇、拍手〕

西島英利君 自由民主党の西島英利でございます。

私は、自由民主党、公明党を代表しまして、ただいま議論となりました国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案に關しまして、総理並びに厚生労働大臣に質問をいたします。まず、質問に先立ちまして、豚インフルエンザに關して一言申し上げます。

メキシコを始めアメリカなど各国に広がりを見せており、我が国においても入国者の水際対策や監視体制の強化、相談窓口の拡充などが進められているところであります。今後とも、政府におかれては、国民生活の安全確保の観点から、行政挙げて万全の態勢で臨み、各国とも協調して一刻も早く事態を収束されるよう強く要請をしておきます。

さて、社会保障の改革は、少子高齢化が進展する現在にあつて、制度を将来にわたり堪え得るものにするために間断なく見直さなければならぬ重要な改革であります。医療、介護、年金と幅広い分野で総合的、抜本的な改革が進められなければなりません。

特に年金問題は、近年、社会保険庁問題、年金記録問題に代表されるように、国民の不信、不満が高まりを見せ、今もって完全には解消されてい